## 神戸市土木工事書類作成マニュアル 改定の概要 (令和5年10月)

- (1) 2-2 施工体制台帳・施工体系図
  - ・R5.5 に「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」が 策定されたことに伴い、契約書の写しについて、電子契約を行った場合の対応を追記。

## (2) 3-4 材料の確認

・土木工事共通仕様書では、指定された材料のみ事前確認を要することとしているため、 受発注者双方の負担軽減を図る観点から、材料確認の流れをより明確化した記載とす る。

## (要旨)

- ・請負人は、使用したすべての材料について、材料の品質を証明する資料を整備・保管 し、検査時までに監督員へ提出する。※1
- ・請負人は、設計図書(共通仕様書等)において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料(以下、指定材料)について、指定材料を使用するまでに、材料名及び品質規格を記載した「材料確認書」※2と見本または品質を証明する資料を監督員に提出し、確認を受ける。設計図書に指定された材料以外は、事前に監督員の確認を受ける必要はない。

## (留意事項)

- 共通仕様書で定められた材料以外で事前確認を求める場合は、特記仕様書に明記する。
- ・請負人は、設計図書で示す品質規格と異なる材料を使用する場合(例:コンクリートの設計基準強度など)は、工事材料を使用する前に、工事打合せ簿により、監督員の承諾を受けること。
- ※1 使用材料一覧表(参考様式)を工事関係書類一覧表に追加
- ※2 材料承諾申請書から様式変更(国様式に統一)